

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件

告 示

福島県告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - (一) 大沼郡三島町大字大谷字滝和合二八九一の一三・二八九一の一九（以上二筆国有林）、二八八三の二、二八八五の二、二八九一の七、二八九一の八、二八九一の一、二八九一の一八、二八九一の二四
- 二 保安林として指定された目的
 - (一) 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (1) 立木の伐採の限度

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字大谷字赤岩山二七〇四の一、二七〇五の一

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字川井字下仲ノ原一四四〇の六から一四四〇の八まで、字下居平三八二から三八五まで、三八九の一、二九〇から二九三まで、三九四の一、三九五、三九六、三九七の一、三九七の二、三九八の一、三九八の二、二五五六、字下原一四四三の一、一四四三の三、一四四三の五、一四五七の一、一四五八の一、一四六〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字大石田字一ノ原四五九七の七八、四五九七の七九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大谷字焼屋敷四一五一の八から四一五一の一〇、四一五一の一六から四一五一の一八まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大石田字高尾原二八二五の一から二八二五の三、二八三六から二八三八まで、二八四〇、二八四一、二八四四から二八五一まで、二八五二の一、二八五三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字入字下赤谷二二九一の二、字滝和合二二九五の二、二二九五の三、二二九六から二二〇一まで、二二一六の三、二二二二の三、四四一三、五二二六、字上赤谷二二九二の二、二二九二の三、二二九三から二二九五まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大石田字下居平三一〇の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 福島県告示第七百八十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和三年十二月七日
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町白根字横津一から四まで、五のイ、五のロ、六、一六の一、一六の七、一六の八
福島県知事 内堀 雅雄
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町字内山一の九・一の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限

(森林保全課)

る。)、一の二、一の四から一の八まで、一の二一、字取揚沢一、字下足駄木三〇・三一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字中足駄木二八・二九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二七

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市梁川町山舟生字番屋前八の二、九の二、一二の二、五八のイ、五八のロ、

五八の二六から五八の三二まで、五九のイ、五九のロ、六五の二、六六の二、字高

田六六から六九まで、七一、七八、八〇から八八まで、字松ヶ花一(次の図に示す

部分に限る。)、字屏風作二〇三の一〇七から二〇三の一〇五まで、字深田七三の

三から七三の五まで、七四の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市梁川町山舟生字浜井場二六一、一六三の三、二二四、二二五、二二七の二、

二一八、二一九

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浜井場一六一・一六三の三・二二四・二二七の二・二二八・二二九(以上

六筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市梁川町山舟生字高倉六八の一、六八の三、六八の四、六八のロ、六九、七

〇、七六の一、七六のロ、七七の一、七七のイ

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高倉七六の一(次の図に示す部分に限る。)、七〇、七六のロ

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市梁川町山舟生字勝木一一八の三、一一八の四、一一九の二、字膳並二〇の

三、二四の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市梁川町山舟生字勝木一二〇から一二二まで、一二三のイ、一二三のロ、一

二四の一、一二四の二、一二五の二、一二五のイ、一二六から一二三〇まで、一二三

の四、一三二の五、一三三のロ、一三三の一、一三四、字膳並三七の一、三七の二

2 保安林として指定された目的

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字勝木一〇〇、一三三のイ、一三三のロ、一三五の二、一三五のイ、一三〇、一三二の四、一三二の五、字勝並三七の一、三七の二
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二本松市西新殿字天ヶ平七三、七四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西新殿字松倉一〇八、一三二の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二本松市西新殿字松倉九四の一、九四の二、九七の一（次の図に示す部分に限る）、九八、一〇七、一一五の二、字上山田一五五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二本松市百目木字本館二六、一八、二〇から二二まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市田沢字和田三四、七九
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市田沢字柴原七〇
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市上太田字絵面八八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市上太田字絵面七一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市上太田字絵面三二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西新殿字松倉一一六の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市小浜字新町四一六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。
(森林保全課)